

☎は問い合わせ先です

福祉灯油券を交付しています

市内にお住まいの低所得者の世帯に対し、額面5千円の福祉灯油券を助成しています。

●対象世帯 次の①～④いずれかに該当する世帯のうち、平成19年度市民税が非課税で、ほかの市税などにこれまで未納がない世帯。施設入所者や長期入院者（3カ月以上）を除きます。

①平成19年12月31日までに70歳以上（昭和12年12月31日までに生まれた方）となる高齢者世帯

②障害者手帳（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級）を有する方と同居している世帯

③母子・父子世帯または養育者世帯

④生活保護世帯

国民年金保険料のお支払いは口座振り替えが便利です

口座振り替えは1年分または6カ月分の前納ができます。希望される方は、①国民年金保険料の納付書（納付案内書）、②預金通帳とその届け出印を持参し、社会保険事務所または口座のある金融機関などにお申し込みください。申し込み依頼書は、市民課年金相談係窓口にも備えてあります。なお、口座振り替えによる前納は振替日が決まっているため、4月からの前納を希望される場合は、2月末までにお申し込みください。

●保険料を納められない方のために、免除・猶予制度があります

学生納付特例制度や若年者納付猶予制度は、後で追納することができます。あなた自身のためです。未納のまま放置せず、制度を正しく理解して将来に備えましょう。

●免除制度 失業中のため収入がなく、納付が困難な場合など

●学生納付特例制度 学生のため所得がなく、納付が困難な場合

●若年者納付猶予制度 30歳未満の方で所得が少なく、納付が困難な場合

■「ねんきん特別便」出張相談所を開設します

社会保険事務所では、「ねんきん特別便」が届いた方に年金記録のご確認をお願いしています。今

日常生活用具を「活用ください」

障害のある方の日常生活を応援するため、在宅障害者の方を対象に、日常生活用具を給付しています。対象者に給付される、障害ごとの主な品目は、次の通りです。

- 下肢または体幹機能障害 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、移動・移乗支援用具など
- 視覚障害 点字器、視覚障害者用活字文書読上装置、視覚障害者用拡大読書器など
- 聴覚障害 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置など
- ぼうこう直腸障害 ストマなど

2月は児童手当の支給月です

平成19年10月から平成20年1月まで、4カ月分の児童手当を振り込みます。受給者の方は2月5日（火）以降、該当する金融機関でお受け取りください。

振り込まれていない場合は、子ども家庭課へご連絡ください。なお、制度の詳細は、市のホームページでもご紹介しています。☎子ども家庭課総務係 ☎22-11363

日常生活用具の給付を受ける際は、事前に申請が必要です。また、原則として10%の自己負担額があります。なお、介護保険対象者は、給付の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。☎福祉事務所社会福祉係 ☎22-11400

日常生活用具の給付を受ける際は、事前に申請が必要です。また、原則として10%の自己負担額があります。なお、介護保険対象者は、給付の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。☎福祉事務所社会福祉係 ☎22-11400

日常生活用具の給付を受ける際は、事前に申請が必要です。また、原則として10%の自己負担額があります。なお、介護保険対象者は、給付の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。☎福祉事務所社会福祉係 ☎22-11400

日常生活用具の給付を受ける際は、事前に申請が必要です。また、原則として10%の自己負担額があります。なお、介護保険対象者は、給付の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。☎福祉事務所社会福祉係 ☎22-11400

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」⑥

今回は資源ごみ「缶類」の分別と出し方です。缶類は赤の指定袋に入れて出してください。

スチールは鉄筋などの鋼材に、また、アルミは自動車部品などに再生されます。再商品化の工程をスムーズに行うためにも、正しい分別にご協力をお願いします。

■大きさが18リットル缶（一斗缶）より小さいもの

菓子缶や缶詰の缶、ジュース缶、ビール、ミルク缶、調味料の缶などです。処理する際は次の点にご注意ください。

- ①中身を空にし、水洗いする。
- ②缶詰のふたは、缶と一緒に出す。
- ③オイルや塗料、食用油の缶などはもやせないごみです。
- ④できるだけプレスして出しましょう。袋の費用も軽減されます。プレスの際は、けがに十分注意してください。
- ⑤一斗缶はもやせないごみです。
- ⑥一斗缶より大きい缶は不燃性粗大ごみとなり、集積所には出せ

■アルミ製の釜類 中華鍋やフライパン、やかん、鍋などです。鉄製のものはもやせないごみになりますので、ご注意ください。

■スプレー缶 ヘアスプレー缶、カセットボンベなどです。処理する際は次の点にご注意ください。

- ①すべて使い切ってから、穴を開けて出してください。
- ②塗料用や殺虫剤、潤滑油の入っているものは、もやせないごみに出してください。
- ③ごみ袋は、中身がこぼれないように、しっかりと口を結び、簡単に解けないように出してください。ガムテープ止めは禁止です。

※ごみの分別・出し方について、詳しくは「ごみの分別・出し方ガイドブック保存版」や市のホームページをご覧ください。☎生活環境課 ☎22-11314

申告相談の際は確定申告用紙を持参してください

2月1日（金）から3月17日（月）まで市・県民税の申告相談を実施しますが、市で準備している所得税の確定申告用紙には枚数に限度があります。市で申告をされる方で、税務署から送付された確定申告用紙をお持ちの方は、忘れずに持参してください。

特に、所得税の予定納税をした方については、送付された確定申告用紙に記載された予定納税額を算入して、第3期分の税額を算出することになりますので、必ず持参してください。税務署から送付された確定申告用紙がない場合、予定納税額が確認できないため、市では申告できません。☎税務課市民税係（市庁舎1階） ☎22-11313

消火栓の除雪にご協力ください

積雪時には、地下消火栓のふたが雪の下に隠れ、消火活動に支障が出る場合があります。消防職員や地元の消防団員が除雪していますが、管内消火栓の一斉除雪は難しい状況にあります。近くに消火栓（特に地下消火栓）がある場合は、家の周囲の除雪と併せて、消火栓上の除雪にご協力ください。☎生活環境課 ☎22-11314

軽自動車やバイク、農耕作業車などの廃車・名義変更手続きは3月中に

●手続きを忘れずに 軽自動車や原付きバイク、農耕作業車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が課税されます（※）。現在使用していない軽自動車などをお持ちの方は、3月末までに「廃車」または「名義変更」の手続きを行うと平成20年度から税金が発生しません。忘れずに手続きを行ってください。

※月割りで課税されたり、還付されたりすることはありません。●軽自動車税の廃車・名義変更手続きはお早めに 軽自動車の廃車・名義変更手続きは、3月に入ると窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きをお済ませください。☎市庁舎1階税務課総務係 ☎22-11313（内線136）

- 原付きバイクや農耕作業車など 市庁舎1階税務課総務係 ☎22-11313（内線136）
- 軽自動車や軽二輪など 宮城県軽自動車協会 ☎022-2321-5724
- 二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

VTCQ KNOW



「契約トラブルを防ぐための予備知識」

近年、消費者の契約トラブルが増加しています。「私は大丈夫」と安易な気持ちでいると危険です。うまい話や契約をせかすものには注意しましょう。

●インターネットショッピング ネット上で、希少な商品を数量限定・格安をうたい文句に販売する手法です。商品が届かないうち、口座から代金が引き落とされ、ホームページも消えているといった事例もあります。

●電話勧誘 職場や自宅に電話をかけ、「特別推薦されました」、「不景気の世の中、万が一転職したときに有利です」、「同僚に差をつけるチャンスです」、「今なら特別価格です」が、本日で締め切りです。「などと言って申し込みや契約を迫るものです。以前受講したり、中途半端にしたりしている方には、特に何度も執念深く連絡してきます。「いいです」、「結構です」、「後で」といったあいまいな返事をすると、さらに次々と勧誘の電話をかけてきます。また、放っておくと契約が更新されたり、申し込みにしたことになり、お金を払うことになる場合があります。興味があれば、「いいですね。これからも受講する意思はありません」とはっきり断ることが大切です。本当に自分に必要な資格であれば、勧誘に乗るのではなく、自分に合う講座を自ら探すようにしましょう。

●マルチ（まがい）商法 知人などから「この商品を友達や知り合いに販売すると、君にマジンが入るんだ。自由な時間に活動できるし、やる気次第で高収入も夢じゃない。資料だけでも見てくれないか」と勧誘されるものです。

●今日ご紹介した商法は、そもそも危険なものであるということをお知らせします。また、放っておくと契約が更新されたり、申し込みにしたことになり、お金を払うことになる場合があります。興味があれば、「いいですね。これからも受講する意思はありません」とはっきり断ることが大切です。本当に自分に必要な資格であれば、勧誘に乗るのではなく、自分に合う講座を自ら探すようにしましょう。

☎いきいきライフ消費生活相談室 ☎22-07833（相談日 月水金9時～16時）